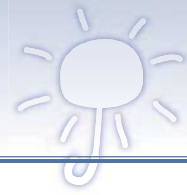




# 法テラス白書

## 令和2年度版

# 5. 犯罪被害者支援業務



## 5-1 令和2年度における業務の概況

### (1) 犯罪被害者支援業務の概況

令和2年度は、犯罪被害者等基本法の要請を受け策定された、第3次犯罪被害者等基本計画の最終年度に当たる。法テラスは、同基本計画で求められる、損害回復・経済的支援等への取組や精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組など、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、令和2年度においても、これらの支援のための体制整備に取り組んできた。

被害者の支援に関する法制度や関係機関の情報提供は、コールセンターに設置した犯罪被害者支援ダイヤルに加え、全国の地方事務所でも実施しているところ、令和2年度の間合せ件数（犯罪被害者支援ダイヤル・地方事務所の合計）は約2万5千件、業務開始からの累計間合せ件数は約35万件となった。

その他の支援制度としては、業務開始当初から犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは「被害者参加人への旅費等支給業務」、平成30年1月からは「DV等被害者法律相談援助業務」を開始した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛期間が長期化しDV被害の深刻化が取り沙汰される一方で、相談場所まで赴くこともままならない状況であったところ、業務方法書の改正に伴い、令和2年5月11日からは電話等を利用したDV等被害者法律相談援助が可能となった。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である契約弁護士等の確保にも努めるとともに、関連する支援機関・団体と連携してニーズに応じたサービスの提供を目指し、より適切な援助実施に向けた検討を行った。

### (2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

「DV等被害者法律相談援助」は、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれのある方を対象に法律相談を実施するものである。前述のとおり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による相談ニーズの高まりや電話等による法律相談が可能となったことにより、前年度に比べ約18.1%増の983件と、これまでで最も多い利用実績となった。

一方で、児童虐待に関する法律相談については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることなどから利用件数が伸び悩んでおり、そのような児童に対しての制度周知が一層重要である。そこで、昨年度に引き続き、児童向けに虐待に関する法律相談ができることを分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-19）を作成して周知する取組を広げ、令和2年度は新たに4つの県内にある全小中学校や公立図書館等に配布した。

### (3) 研修等の実施

令和2年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、同支援を行っている関係機関での支援方法を学ぶ研修を実施し、同研修における講義を全国の地方事務所でも視聴できるようにした。また、児童虐待の被虐待児に対する初期対応技術に関する研修を実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する事例を利用したロールプレイ方式での研修や、関係機関・団体が開催する各地の犯罪被害者支援に関するオンライン形式による研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図った。

## 5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

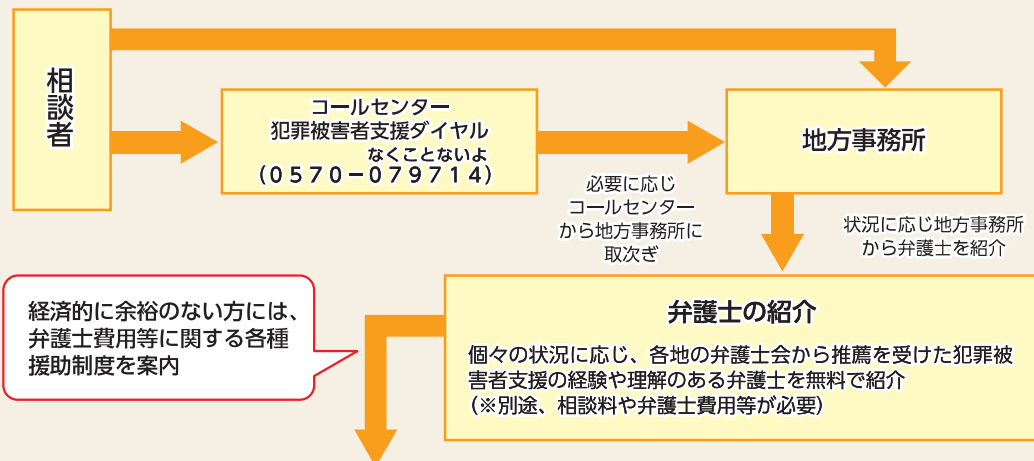
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の流れ



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

**民事法律扶助** (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度

- (例) ・損害賠償命令制度の利用  
・損害賠償請求 (訴訟等)  
・保護命令申立て など

**DV等被害者法律相談援助**

(民事/刑事/行政手続)

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度  
(平成30年1月24日開始)

**被害者参加人のための国選弁護** (刑事手続)

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方 (被害者参加人) の援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) の費用等を国が負担する制度

**【日本弁護士連合会委託援助】**

**犯罪被害者法律援助** (刑事/行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度

- (例) ・被害届提出  
・マスコミ対応  
・少年審判傍聴付添 など

**子どもに対する法律援助** (行政/法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度

- (例) ・行政機関 (児童相談所等) や施設との交渉代理  
・訴訟代理 など

## 5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

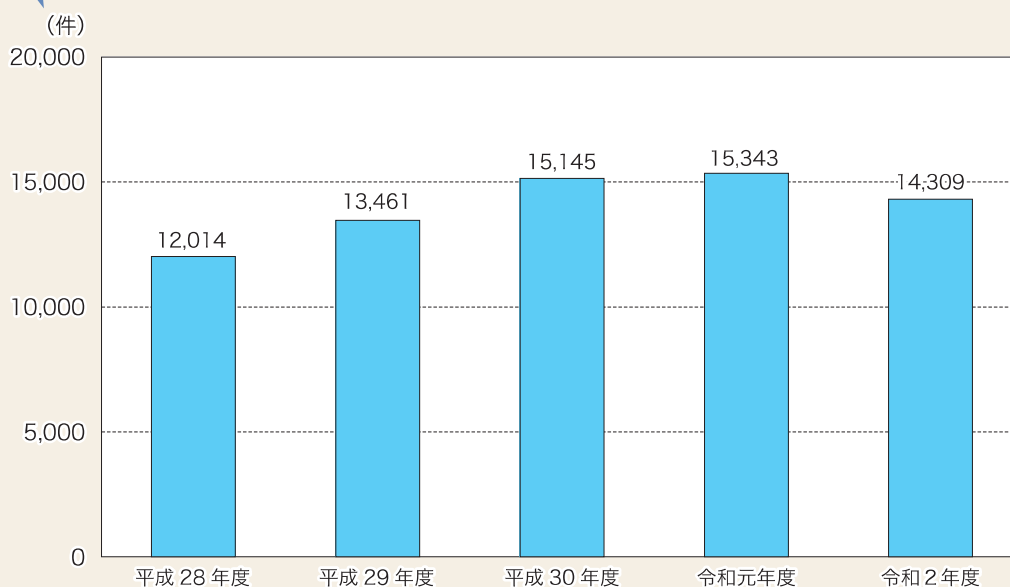
### (1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害に遭われた方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、被害の回復・軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

#### ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-3のとおりである。令和2年度は前年度から減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、一時的に犯罪被害者支援ダイヤルの受付時間を縮小して営業したことや、刑法犯認知件数の減少などが影響しているものと考えられる。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



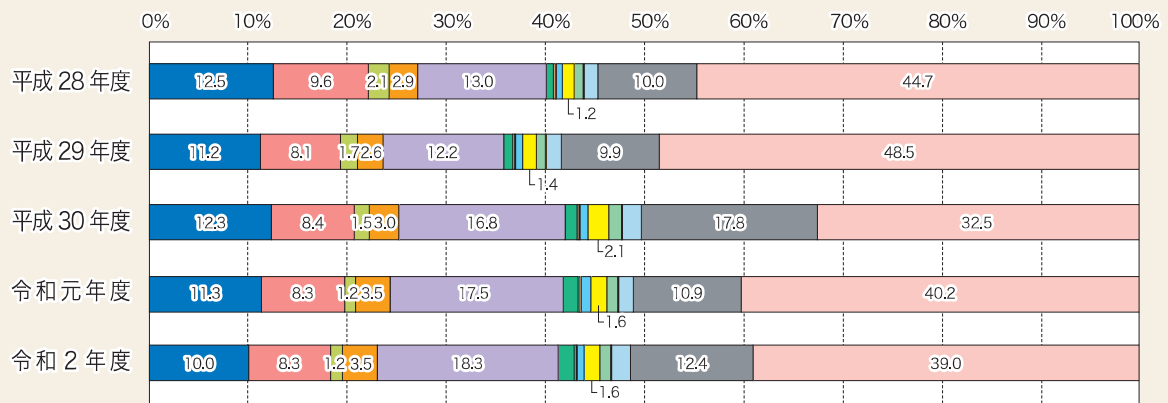
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和2年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	168,041 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和2年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-4のとおりである。DVに関する問合せの割合が増加傾向にある。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



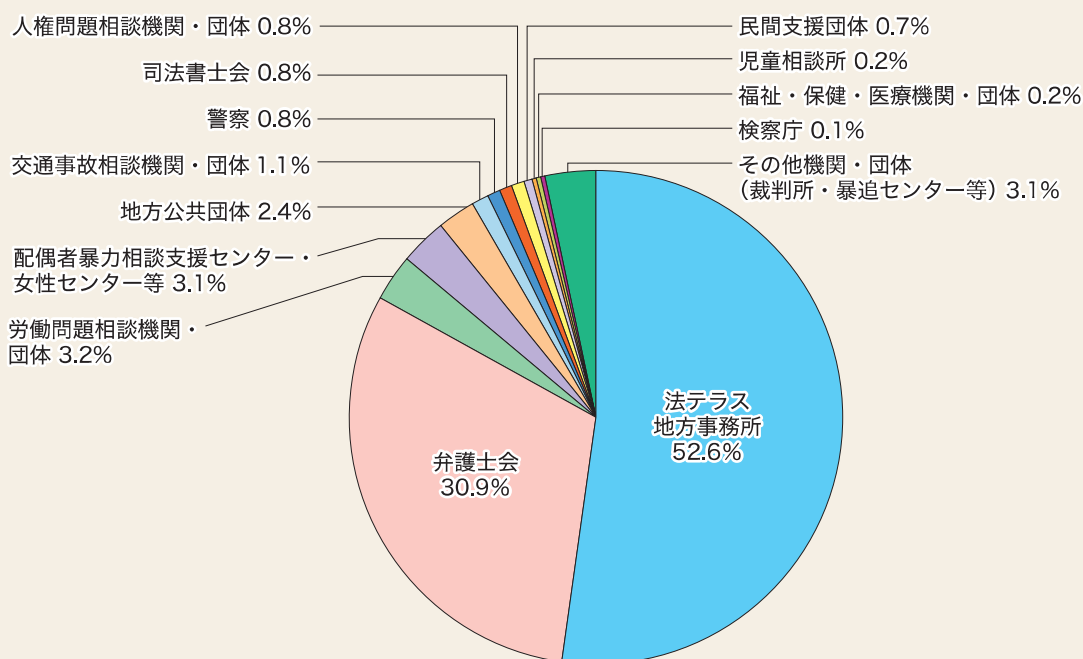
■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー
■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障害者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力
■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ 刑事手続・犯罪の成否等	■ その他(消費者被害等)	

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%

## ウ 紹介先

令和2年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く52.6%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が30.9%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関や、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センターなど、法的支援以外の支援が必要な場合に被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5 令和2年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳



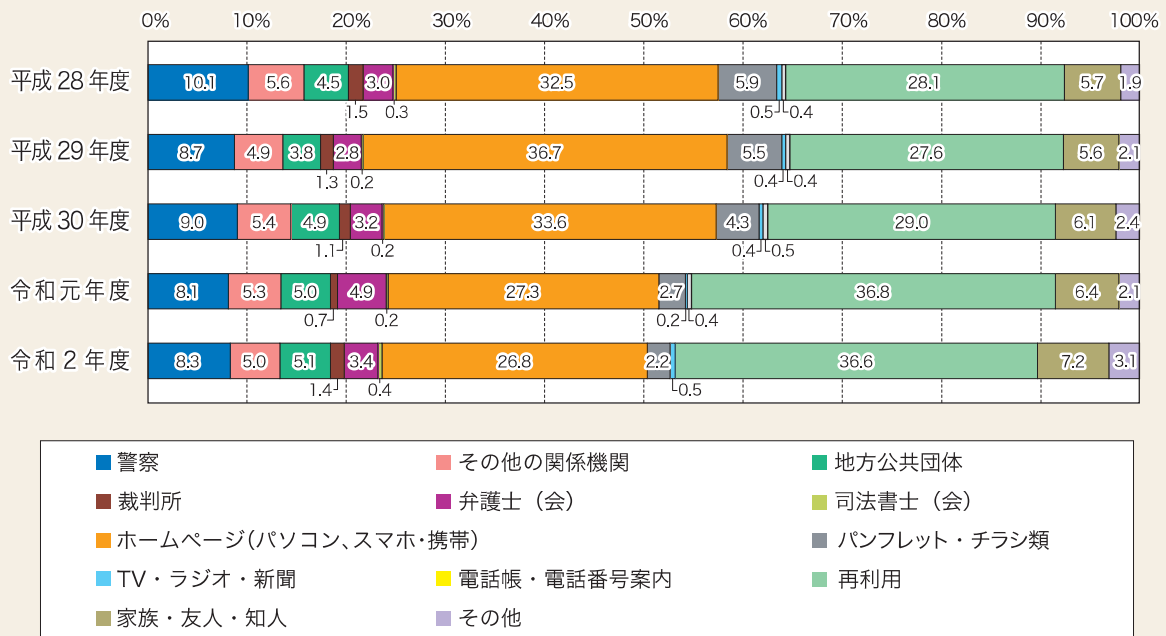


エ 認知媒体

令和2年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、例年どおり、ホームページが高い割合を占めている。また、家族・友人・知人の割合が拡大傾向にあるとともに、再利用の割合も高く、利用者の高い満足度がうかがえる結果となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



## (2) 地方事務所

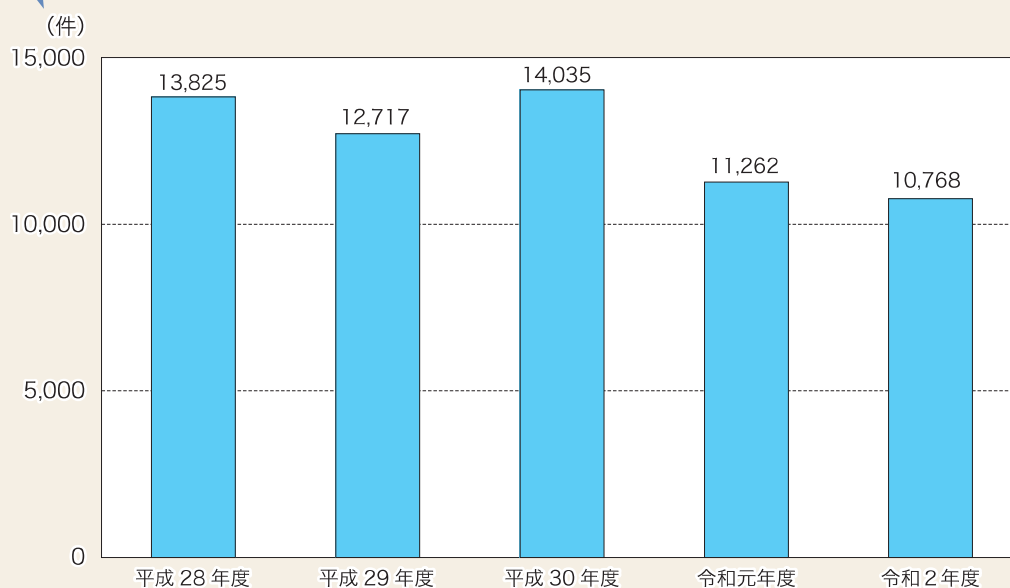
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

### ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-7のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

令和2年度は前年度から減少しているが、これは、犯罪被害者支援ダイヤルと同様に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、一時的に地方事務所の受付窓口を縮小営業した影響などが考えられる。

資料 5-7 地方事務所問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和2年度末の問合せ累計(件)

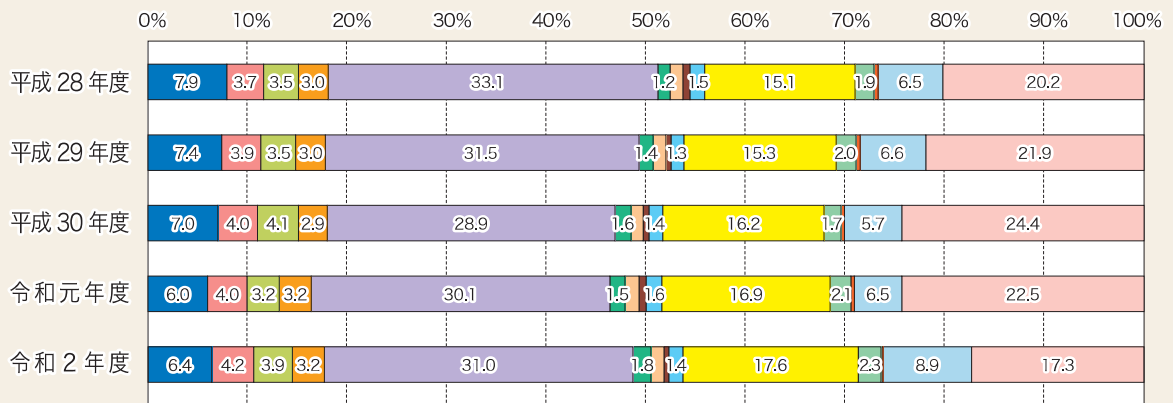
地方事務所 (件数)

181,565 件

イ 問合せ内容

令和2年度の問合せ分野別内訳は、資料5-8のとおりである。DVに関する割合が依然として高く、全体の31.0%を占めている。このほか、いじめ・嫌がらせ（職場）の割合が増加傾向にある。

資料5-8 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



- 生命・身体犯被害
- 性被害
- 交通犯罪
- ストーカー
- DV
- 児童虐待
- 高齢者虐待
- 障害者虐待
- いじめ・嫌がらせ(子供・学生)
- いじめ・嫌がらせ(職場)
- セクシャル・ハラスメント
- 民事介入暴力
- 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)
- その他

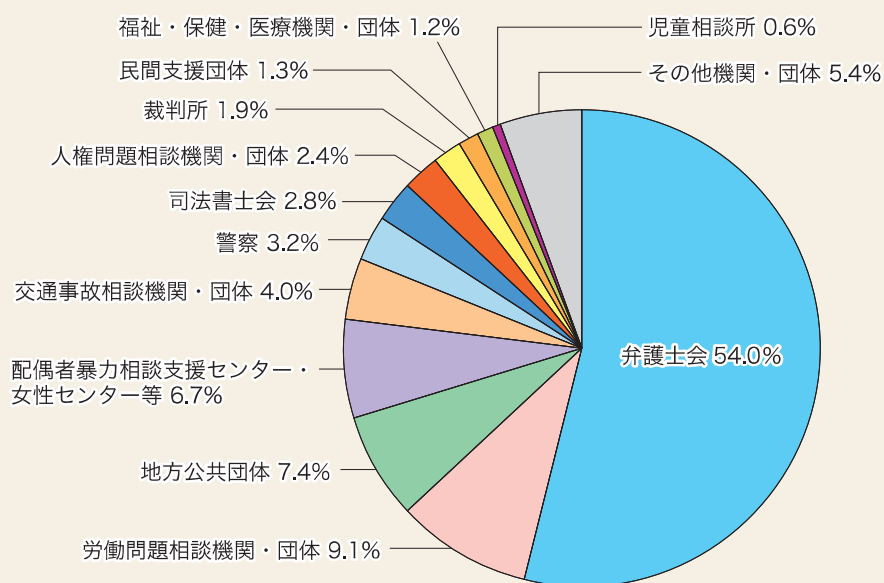
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%

## ウ 紹介先

令和2年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が54.0%と最も高く、過半数を占めている。これまでは、次いで割合の高い紹介先が地方公共団体であったところ、令和2年度はパワハラ・セクハラ等の被害に関する紹介先として、労働問題相談機関・団体が9.1%と2番目に高い割合になった。

資料5-9

令和2年度地方事務所紹介先関係機関内訳



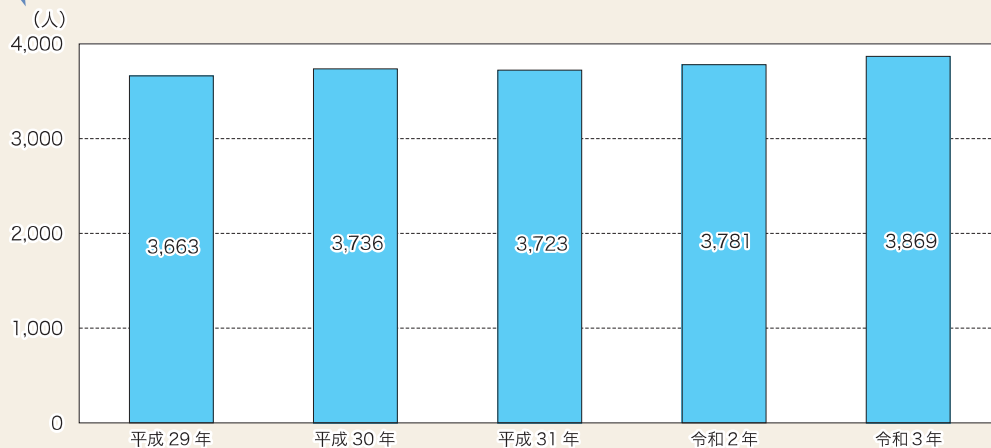
エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士と相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和3年4月1日現在で3,869名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

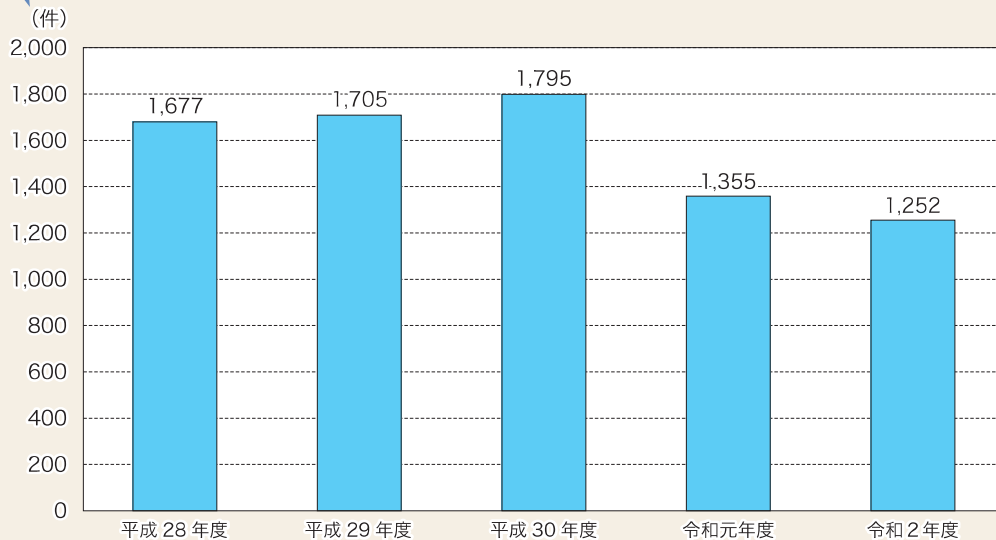
地方事務所名	人数 (人)					地方事務所名	人数 (人)				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
札幌	166	186	204	217	218	愛知	143	149	150	156	160
函館	28	34	34	35	32	三重	57	42	41	41	44
旭川	14	14	14	14	15	滋賀	22	22	33	33	31
釧路	33	35	35	32	32	京都	164	194	202	209	215
青森	45	39	27	26	25	大阪	219	219	210	222	223
岩手	27	28	28	25	25	兵庫	110	108	107	126	157
宮城	75	84	43	55	56	奈良	36	40	43	30	32
秋田	40	39	39	37	35	和歌山	41	32	32	42	42
山形	54	64	56	61	60	鳥取	23	23	23	23	21
福島	42	47	48	47	44	島根	27	21	23	24	25
茨城	78	77	77	75	75	岡山	33	35	35	36	42
栃木	62	59	58	57	58	広島	42	44	44	45	44
群馬	47	43	43	43	43	山口	42	56	53	36	39
埼玉	41	41	41	43	45	徳島	52	46	43	42	41
千葉	85	93	85	80	101	香川	51	46	41	39	44
東京	370	372	379	385	404	愛媛	51	60	58	64	63
神奈川	204	210	213	211	214	高知	33	30	36	33	38
新潟	72	78	78	88	88	福岡	258	245	251	270	277
富山	22	22	29	30	31	佐賀	48	50	52	51	50
石川	46	58	55	42	28	長崎	59	57	57	57	55
福井	42	43	43	45	45	熊本	35	39	40	41	41
山梨	36	37	35	35	35	大分	65	65	61	62	61
長野	152	152	163	159	159	宮崎	32	35	35	29	30
岐阜	42	41	40	40	40	鹿児島	52	52	50	46	42
静岡	103	68	74	79	80	沖縄	42	62	62	63	64
合計	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869						

(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む

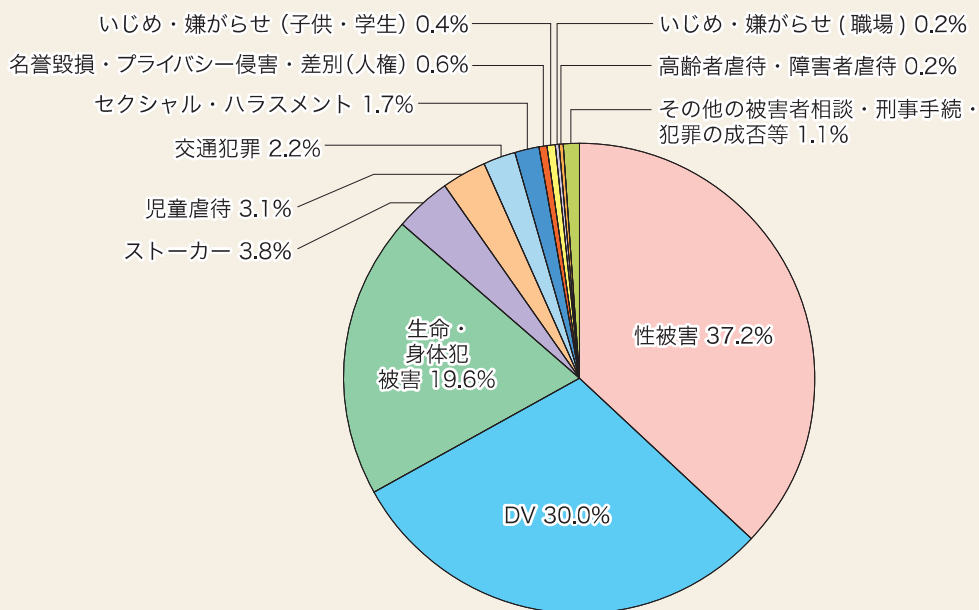
(イ) 弁護士紹介件数

令和2年度の弁護士紹介件数は1,252件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の86.8%を占めている。

資料 5-12 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料 5-13 令和 2 年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



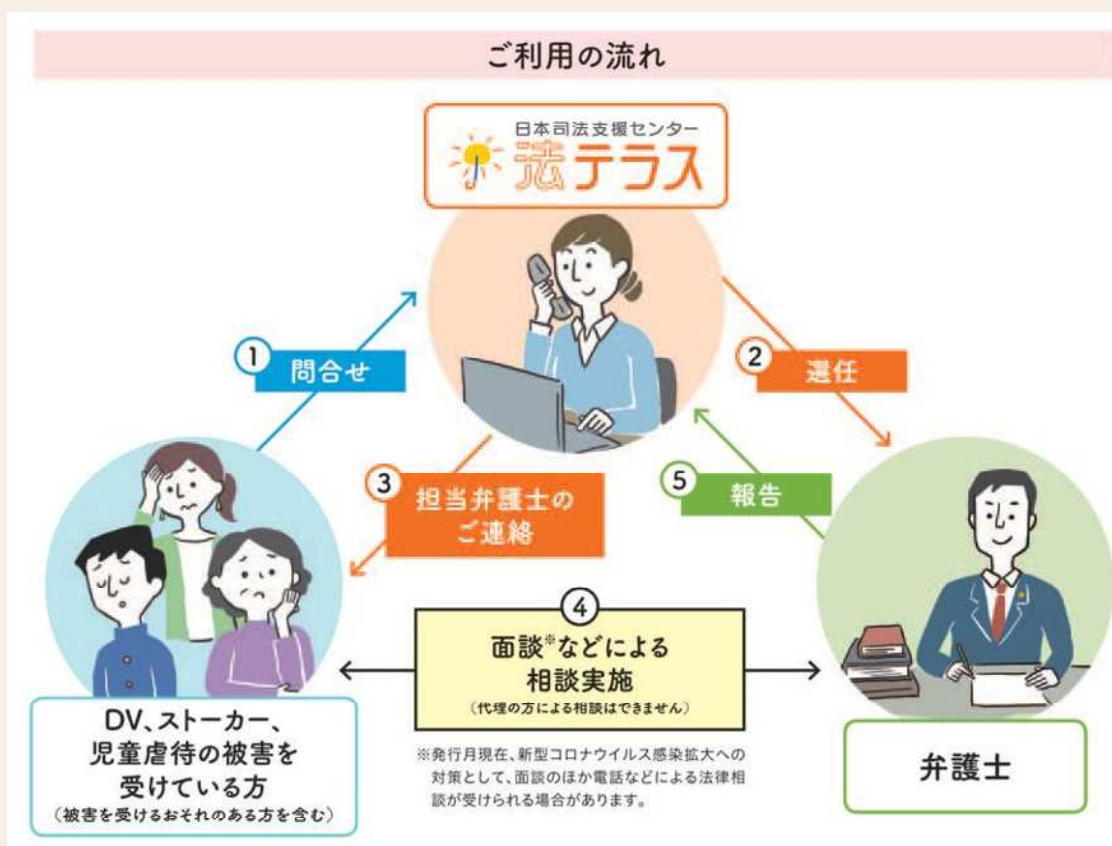
## 5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれがある方を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

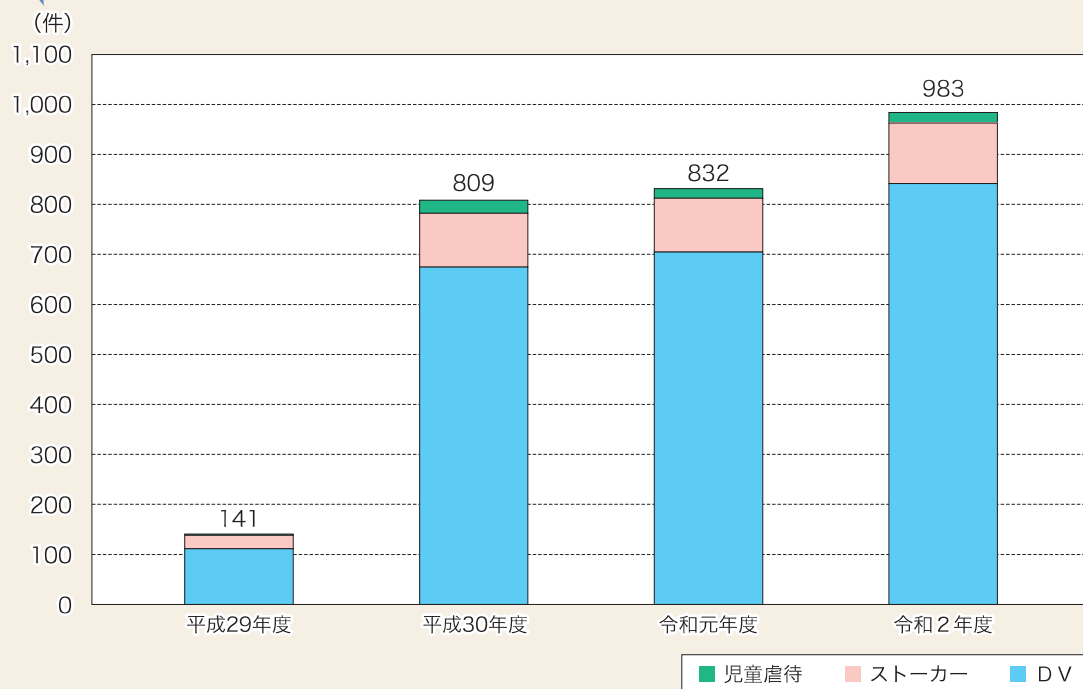
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつなぎ法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。

資料5-14は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別件数の推移は資料5-15のとおりである。

資料 5-14 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



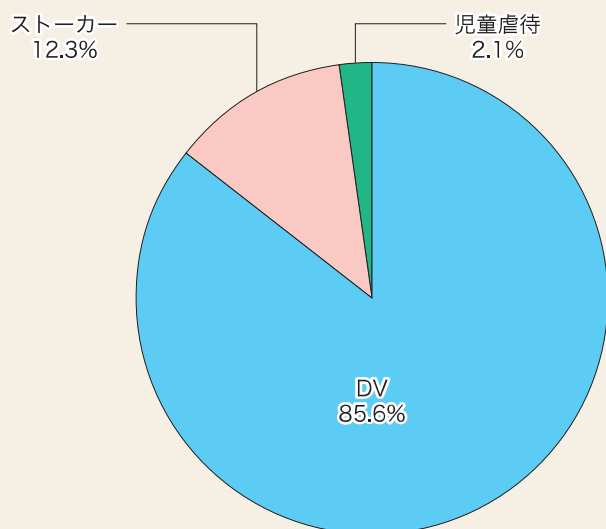
資料 5-15 DV等被害者法律相談援助件数の推移



(注) 平成29年度分については平成30年1月から同年3月実施分

被害種別内訳は、資料5-16のとおりである。例年DVの割合が特に高く、令和2年度は全体の85.6%を占めた。DV被害の相談の中には、児童虐待被害が含まれるケースも見られた。

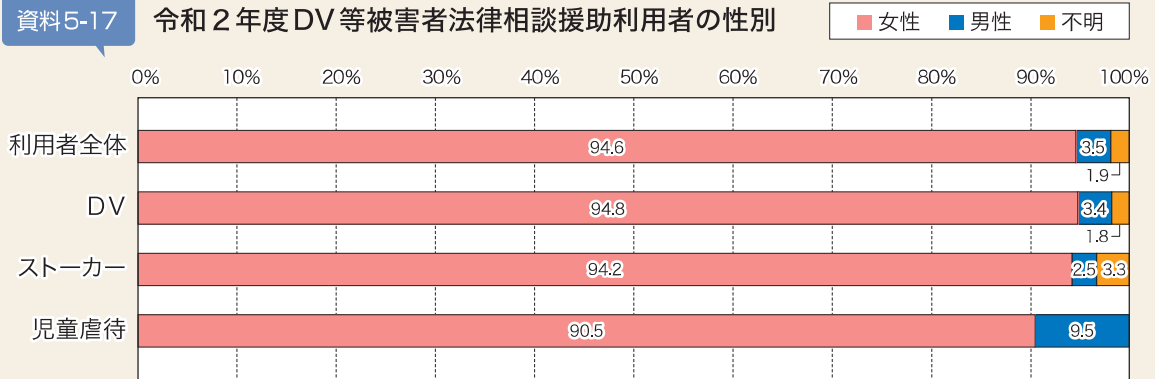
資料 5-16 令和2年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳



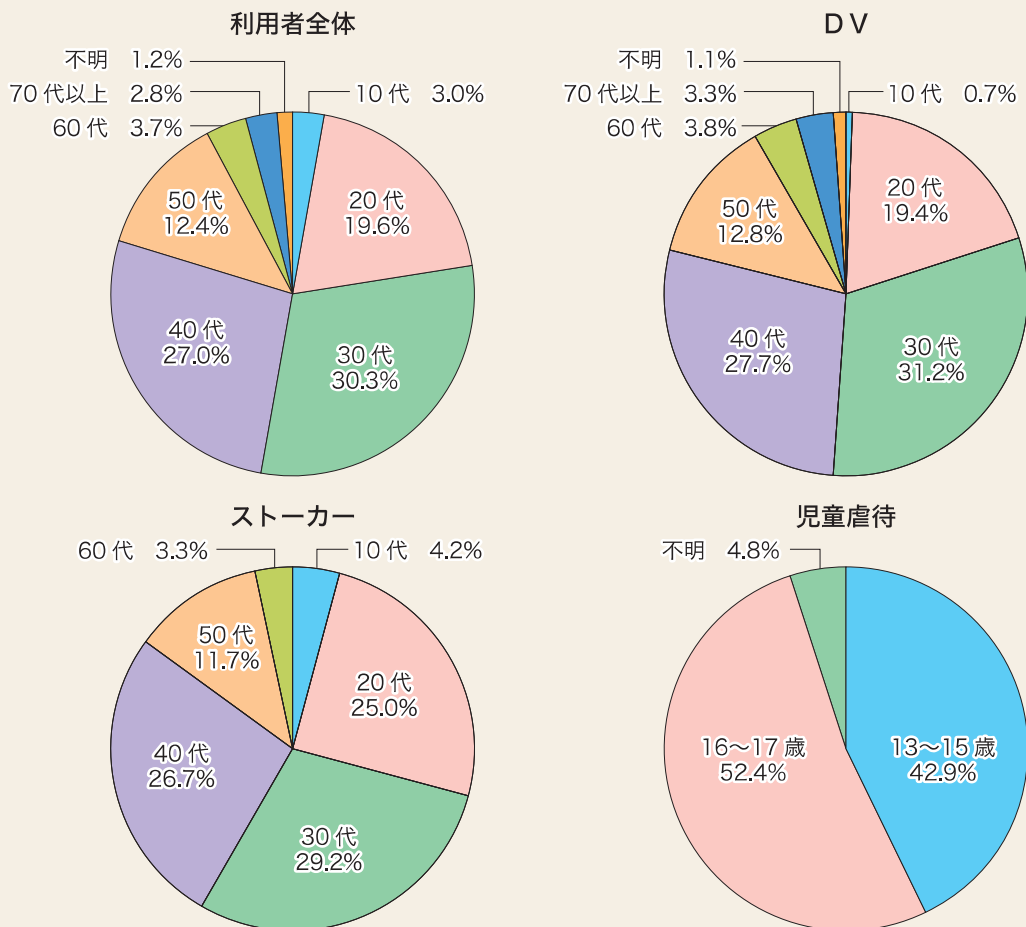


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-17及び資料5-18のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、児童虐待を除いて20代から40代が多数を占めた。

資料5-17 令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料5-18 令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料5-19 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-20 DV等被害者援助弁護士数（地方事務所別）

地方事務所名	人数	(人)
札幌	100	
函館	18	
旭川	25	
釧路	35	
青森	22	
岩手	30	
宮城	48	
秋田	11	
山形	39	
福島	38	
茨城	37	
栃木	11	
群馬	27	
埼玉	55	
千葉	47	
東京	289	
神奈川	93	

地方事務所名	人数	(人)
新潟	43	
富山	21	
石川	54	
福井	30	
山梨	31	
長野	32	
岐阜	23	
静岡	60	
愛知	86	
三重	14	
滋賀	21	
京都	42	
大阪	71	
兵庫	36	
奈良	43	
和歌山	30	
鳥取	22	

地方事務所名	人数	(人)
島根	15	
岡山	41	
広島	24	
山口	29	
徳島	21	
香川	27	
愛媛	18	
高知	19	
福岡	115	
佐賀	29	
長崎	46	
熊本	33	
大分	47	
宮崎	17	
鹿児島	18	
沖縄	14	
合計	2,097	

(注1) 令和3年4月1日現在 (注2) 上記弁護士数に常勤弁護士は含まない。

## 5-5 被害者国選弁護関連業務

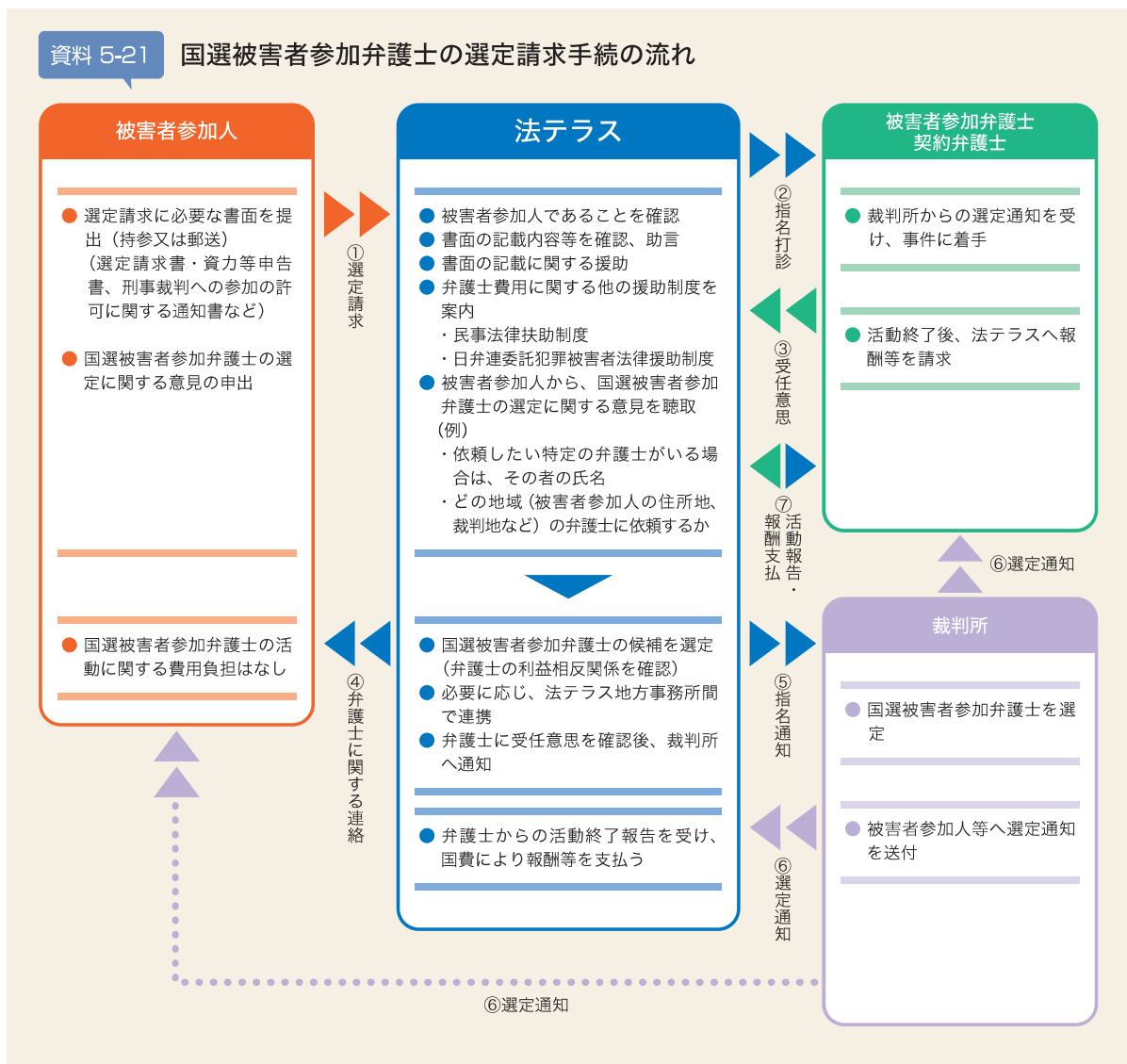
### (1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-21 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



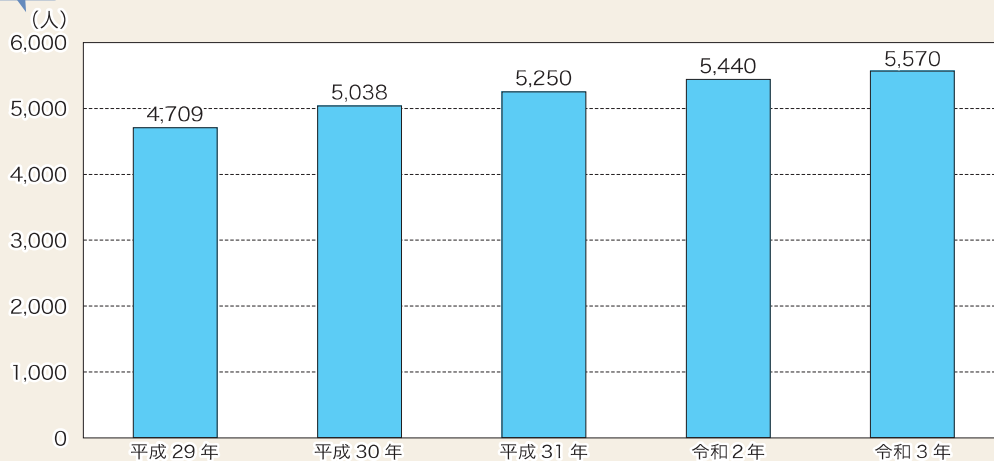
## (2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

### ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和3年4月1日現在で前年度より130名増加の5,570名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-22 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数 (人)					地方事務所名	人数 (人)				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
札幌	183	204	219	235	236	愛知	152	161	187	183	184
函館	34	34	34	35	35	三重	59	58	56	57	60
旭川	59	57	53	57	58	滋賀	37	37	38	43	41
釧路	45	48	50	51	51	京都	178	173	169	186	198
青森	27	27	27	27	29	大阪	199	215	229	276	297
岩手	32	34	36	37	37	兵庫	127	136	157	156	162
宮城	81	98	100	100	102	奈良	34	76	79	80	85
秋田	26	28	27	26	25	和歌山	41	35	34	56	60
山形	52	52	55	56	54	鳥取	42	36	36	39	37
福島	50	54	56	54	50	島根	42	35	39	42	42
茨城	131	140	142	144	146	岡山	72	74	77	77	85
栃木	74	84	80	82	82	広島	145	144	152	154	156
群馬	71	68	76	75	78	山口	95	102	103	99	105
埼玉	71	79	83	89	88	徳島	52	53	50	50	50
千葉	240	252	258	252	251	香川	36	36	37	38	43
東京	552	673	708	752	780	愛媛	39	46	48	48	47
神奈川	234	245	251	261	269	高知	38	39	45	48	50
新潟	113	114	119	120	120	福岡	263	268	279	301	314
富山	27	35	35	36	40	佐賀	71	64	70	71	71
石川	52	63	59	58	55	長崎	81	85	90	89	92
福井	49	54	58	59	60	熊本	139	135	136	130	132
山梨	40	41	42	43	44	大分	80	80	75	73	72
長野	117	121	144	145	146	宮崎	96	98	97	92	90
岐阜	35	35	34	37	37	鹿児島	55	55	55	54	45
静岡	91	104	114	114	115	沖縄	50	53	52	53	64
合計	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570						

(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和2年度は691件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和3年3月までに受け付けた選定請求は累計5,396件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等等の割合が最も高く、またその件数は毎年度増加を続け、令和2年度は367件に上っている。

資料 5-24 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
殺人(殺人未遂)	57	58	79	74	61	( 8.8%)
傷害	65	71	73	66	75	(10.9%)
傷害致死	25	34	31	14	26	( 3.8%)
強制わいせつ, 強制性交等等	249	273	295	316	367	(53.1%)
危険運転致死傷	14	19	12	13	14	( 2.0%)
業務上過失致死傷	3	1	2	2	1	( 0.1%)
重過失致死傷	2	0	1	0	2	( 0.3%)
過失運転致死傷等	66	58	75	54	72	(10.4%)
逮捕・監禁等	10	7	10	9	11	( 1.6%)
略取・誘拐等	2	5	10	12	8	( 1.2%)
人身売買	0	0	0	0	0	( 0.0%)
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	17	25	40	19	40	( 5.8%)
その他刑法犯	1	6	7	13	13	( 1.9%)
特別法犯	0	4	0	3	1	( 0.1%)
合計	511	561	635	595	691	

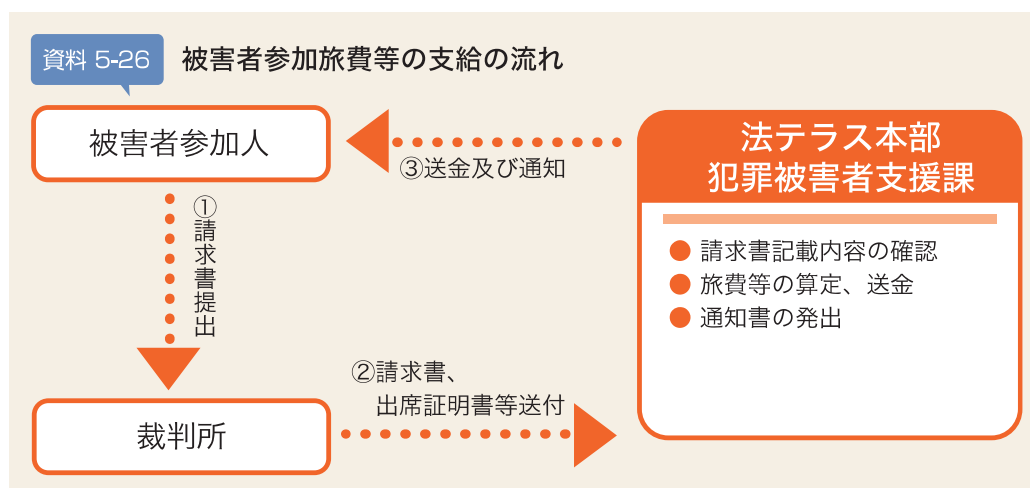
資料 5-25 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と  
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	合計(A)	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	130	94	150	140	132	646	80	44	89	79	74	366	56.7%
傷害	137	126	114	120	125	622	68	65	70	64	65	332	53.4%
傷害致死	92	48	67	49	16	272	48	36	43	24	7	158	58.1%
強制わいせつ, 強制性交等等	290	321	344	350	360	1,665	213	239	276	271	296	1,295	77.8%
危険運転致死傷	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0.0%
業務上過失致死傷	26	29	18	58	28	159	8	11	0	7	0	26	16.4%
重過失致死傷	4	5	3	2	3	17	1	0	0	0	1	2	11.8%
自動車運転過失致死傷	29	10	4	2	1	46	5	1	0	0	0	6	13.0%
逮捕・監禁等	7	16	16	8	11	58	4	8	10	7	6	35	60.3%
略取・誘拐等	2	14	8	21	8	53	2	7	4	13	7	33	62.3%
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	54	56	28	58	59	255	30	31	14	33	40	148	58.0%
その他刑法犯	18	26	28	20	11	103	10	21	20	13	6	70	68.0%
道路交通法違反	44	47	49	43	35	218	11	14	11	8	8	52	23.9%
自動車運転致死傷処罰法違反	559	585	652	591	585	2,972	98	75	110	83	104	470	15.8%
その他特別法犯	3	3	4	4	3	17	2	1	2	0	0	5	29.4%
合計	1,400	1,380	1,485	1,466	1,377	7,108	580	553	649	602	614	2,998	42.2%

## 5-6 被害者参加旅費等支給業務

### (1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

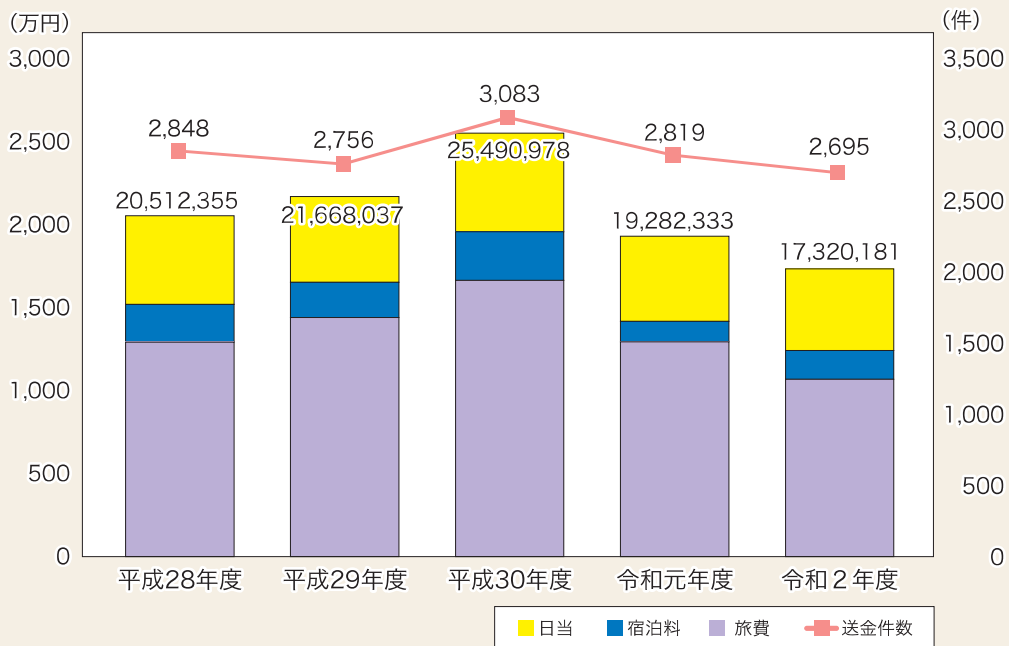




## (2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和2年度は被害者参加人から2,758件の請求を受け、計1732万181円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-27 被害者参加旅費等支給実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成28年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成29年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
計	14,284	14,201	104,273,884	13,783	67,560,484	13,852	26,464,400	649	10,249,000

## 法テラス白書 令和2年度版

---

令和3年10月発行

編著・発行者 日本司法支援センター  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
電話 0503383-5333  
<https://www.houterasu.or.jp>

印刷・製本 若越印刷株式会社